

第 6 編

災害復旧計画

第6編 災害復旧計画もくじ

第1章 災害復旧事業の実施	1
第1節 災害復旧事業	1
第2節 激甚災害の指定	1
第3節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金	3
第2章 生活支援対策	4
第3章 復興本部	5
第1款 復興本部の設置	
第2款 復興本部の組織・運営	
第4章 復興計画の策定	6
第1款 復興計画の基本的な考え方	
第2款 復興計画策定における手順	
第3款 復興計画の策定	
第4款 分野別緊急復興計画の策定	

第1章 災害復旧事業の実施

災害発生後の人心の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を円滑に進めるための激甚災害指定に関する事項、金融に関する事項を示す。

第1節 災害復旧事業

公共土木施設などの復旧事業の種類を以下に示す。各対策部は所管する施設や構造物などの復旧を速やかに実施するものとする。

- (1) 公共土木施設復旧事業
 - ① 河川災害復旧事業
 - ② 砂防施設災害復旧事業
 - ③ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - ④ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - ⑤ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - ⑥ 道路災害復旧事業
 - ⑦ 下水道災害復旧事業
 - ⑧ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
 - ① 農地農業用施設災害復旧事業
 - ② 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - ③ 林道施設災害復旧事業
- (3) 都市施設等災害復旧事業
 - ① 街路災害復旧事業
 - ② 都市排水施設等災害復旧事業
- (4) 上水道施設災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 公立社会教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) 中小企業の振興に関する事業計画
- (11) その他の災害復旧事業

第2節 激甚災害の指定

国は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づき、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、当該災害を激甚災害として政令で指定する。

- (1) 指定を受ける場合の手続き及び受けた場合の手続き
 - ① 激甚災害に関する調査
市は県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力するものとする。
 - ② 特別財政援助額の交付手続
市は激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調査書等を作成し、県各部に提出しなければならない。
- (2) 指定に係る財政援助措置
 - ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - (ア) 公共土木施設災害復旧事業
 - (イ) 公共土木施設災害関連事業

- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅等災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 障がい者福祉施設災害復旧事業
- (ケ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (コ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (サ) 感染症予防事業
- (シ) 堆積土砂排除事業
- (ス) 湛水排除事業
- ② 農林水産業に関する特別の助成
 - (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - (カ) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - (キ) 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - (ク) 森林災害復旧事業に対する補助
- ③ 中小企業に関する特別の助成
 - (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - (イ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ その他の財政援助措置
 - (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - (ウ) 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - (エ) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
 - (オ) 水防資機材費の補助の特例
 - (カ) 罹災者公営住宅建設事業に対する特例
 - (キ) 産業労働者住宅建設資金の融通の特例
 - (ク) 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - (ケ) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- (3) 局地激甚災害に係る財政援助措置
 - ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - (ア) 公共土木施設災害復旧事業
 - (イ) 公共土木施設災害関連事業
 - (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
 - (エ) 公営住宅等災害復旧事業
 - (オ) 生活保護施設災害復旧事業
 - (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
 - (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
 - (ク) 障がい者福祉施設災害復旧事業
 - (ケ) 婦人保護施設災害復旧事業
 - (コ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - (サ) 感染症予防事業
 - (シ) 堆積土砂排除事業
 - (ス) 湛水排除事業
 - ② 農林水産業に関する特別の助成
 - (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助

- (ウ) 森林災害復旧事業に対する補助
- ③ 中小企業に関する特別の助成
 - (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- ④ その他の財政援助措置
 - 公共土木施設、公立学校施設の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等

第3節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

(1) 農林漁業災害資金

関係機関は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び(株)日本政策金融公庫法により融資するものとする。

① 天災資金

関係機関は、地震によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

② (株)日本政策金融公庫資金

関係機関は、農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等に融資するものとする。

(2) 中小企業復興資金

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策としては、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び(株)日本政策金融公庫の融資並びに小規模企業者等設備資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行うものとする。

(3) 災害復興住宅資金

住宅金融支援機構は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金、購入資金又は補修資金の貸付を行うものとする。

対策部	全対策部
-----	------

第 2 章 生活支援対策

第 3 編と第 4 編は第13章の、第 5 編は第 8 章の「生活支援対策」に示す。

第3章 復興本部

著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進するため、復興本部の設置について定める。

第1款 復興本部の設置

市は、著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早期に横断的な組織として復興本部を設置する。

第2款 復興本部の組織・運営

復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定する。

なお、復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図る。

第4章 復興計画の策定

著しい被害を受けた被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため必要と認められる場合に策定する復興計画の基本的な考え方や手順等について定める。

第1款 復興計画の基本的な考え方

市は、必要に応じ、国の復興基本指針や県の復興計画（復興方針）に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地再開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地の利用状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図ることとする。

市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請することとする。県は、必要に応じて職員の派遣にかかるあつせんに努めることとする。

第2款 復興計画策定における手順

復興計画の策定及び推進に当たっては、復興計画策定の基本方針としての「復興計画－基本構想－」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進していくこととする。

また、それぞれの策定準備段階においては、多様な価値観を持ったさまざまな行動主体からの参画を得るため次の取組に配慮することとする。

- ①被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、各地域の住民等への意見募集
- ②有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- ③さまざまな分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催 等

第3款 復興計画の策定

1 策定上の留意事項

計画策定に当たっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

（1）多様な行動主体の参画と協働

住民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取組が重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮することとする。

その際、特に女性や要配慮者の参画を促進することとする。

（2）ニーズや時代潮流の変化をふまえた復興計画の断続的なフォローアップ

復興計画の推進は、長期にわたることから、社会情勢や市民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用について配慮することとする。

2 構成例

- （1）基本方針
 - （2）基本理念
 - （3）基本目標
 - （4）施策体系
 - （5）復興事業計画 等
- 想定される事業分野
- ・生活
 - ・住宅
 - ・保健・医療
 - ・福祉
 - ・教育・文化
 - ・産業・雇用

- ・環境
- ・都市及び都市基盤 等

第4款 分野別緊急復興計画の策定

被災地域の本格復興を推進する上で、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に例示する分野等の緊急復興計画を策定することとする。

1 生活復興

被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必要に応じて策定することとする。

(想定される計画内容例)

ア コミュニティづくりと生きがい創造の支援

地域住民やボランティア、NPOなどの活動の推進によるふれあいと支えあいのコミュニティづくり、孤立化予防、生きがい創造をはじめ被災者の自立復興に向けてのきめ細かい生活支援等

イ 保健・医療・福祉サービスの充実

障がいのある人、高齢者などへの家事援助や介護予防、生活習慣病の悪化・増加の防止等保健活動、在宅サービスの充実、医療の確保、アルコール問題やPTSD・自殺対策など、こころのケア対策等

ウ 被災児童・生徒への対策

学校教育充実のための対策、体験を通じて生きる力を育む教育、被災児童・生徒のこころのケアのための対策等

エ 自立促進のための雇用・就業の確保と経済的支援

求職者の多様なニーズに対応した雇用・就業機会の確保、貸付制度等の充実、給付制度の適用等

オ 安全で快適な住まいの提供

応急仮設住宅の早期の供与と住環境の維持管理、円滑な恒久住宅への移行促進等

カ 相談・情報提供と支援者活動支援

相談、情報提供体制の整備を支援する者への支援等

2 住宅復興

震災により被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久的な住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じて策定することとする。

(想定される計画内容例)

ア 早期の恒久住宅建設

県・市町・機構・公社等が協力するとともに、民間活力を活用した早期建設等

イ 入居者に配慮した公的賃貸住宅の建設

地域別や世帯構成に配慮した供給・整備や入居者選定方法の設定、家賃対策等

ウ 民間住宅の再建支援

住宅購入・補修、家賃対策、分譲住宅の供給、マンション再建支援等

エ 面的整備に伴う住宅建設

面的な被害を受けた区域の住宅供給・住環境の改善と公共施設等の一体的整備等

3 都市基盤復興

住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路等の主要交通施設及びライフライン、県土保全施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定することとする。

(想定される計画内容例)

ア 主要交通施設の整備

道路等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等

イ 被災市街地の整備

面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現等

ウ ライフラインの整備

上下水道の早期復旧や情報通信システムの信頼性の向上等

エ 防災基盤の整備

河川、砂防施設等県土保全施設の早期復旧と耐震性の強化、及び防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

4 産業復興

震災により著しい被害を受けた地域の産業について、既存産業活動の早期復旧・復興を図るとともにこれを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した市民生活を実現するため産業復興計画を必要に応じて策定することとする。

(想定される計画内容例)

ア 被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築

相談助言・支援体制の確立、金融税制面の支援、中小企業・商店街の早期再建支援等

イ 成熟社会に相応しい新産業の導入・育成

次世代型産業構造転換への支援や起業家支援など新産業の導入・育成、国内外企業の誘致促進等

ウ 産業配置と広域的連携

新しい都市核との適正な機能分担及び連携等によるネットワーク型の産業拠点の配置等

エ 雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成

地域産業を支える人材育成・確保、労働力需給調整機能の充実強化と自立的就業支援等

5 その他

上記の分野別緊急復興計画の他、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要でかつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、当該分野に係る緊急復興計画を策定することとする。